

## 「令和6年度与党税制改正大綱」について

本日、「令和6年度与党税制改正大綱」が決定された。足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現を目指しながら、地方税を巡る諸課題への対応と税収の安定確保にも配慮されたものとなっており、取りまとめにあられた政府・与党の関係各位の御尽力に敬意を表する。

特に、長年課題とされてきた減資への対応など、中小企業等への影響や国の経済政策との整合性にも配慮した外形標準課税の対象法人の見直しが実現したことをはじめ、収入金課税制度の堅持や地方拠点強化税制の延長・拡充など、これまで全国知事会が提言してきた内容が数多く盛り込まれており、地方の声に沿った改正となることに対して高く評価し、深く感謝申し上げます。

今後、現在の社会経済情勢の変化に対応した地方法人課税のあり方や自動車関係諸税の見直しなど、全国知事会の提言を踏まえ、さらなる検討をお願いしたい。

全国知事会としても、国と一体となって、地方部と都市部が共に輝く日本を創生できるよう、引き続き、着実に対応してまいりたい。

社会保障関係費の増加が見込まれる中、物価高・賃上げへの対応、子ども・子育て政策の強化、デジタル田園都市国家構想の推進など、地方が責任を持って実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が不可欠である。

政府・与党におかれては、引き続き、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図られるよう強く求める。

令和5年12月14日

全国知事会 会長

宮城県知事 村井 嘉浩

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長

宮崎県知事 河野 俊嗣

## [各論]

### **1 実質的に大規模な法人を対象とした外形標準課税の制度的見直しについて**

- ・ 外形標準課税について、従来の資本金1億円超の基準を維持しつつ、補充的な基準として資本金と資本剰余金の合計額を導入すること及び一定規模を上回る法人の100%子法人等を外形標準課税の対象とすることが決定された。
- ・ 全国知事会としては、外形標準課税の対象法人数が、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少していることなどから、税負担の公平性や安定的な税収の確保等の観点からの制度的見直しを求めているものである。
- ・ 既に項目振替型減資により外形標準課税を回避している法人に新たな追加基準を適用しないこととなったものの、項目振替型減資による対象法人の減少に歯止めをかける補充的な基準の導入や、100%子法人等が外形標準課税の対象とされたことに深く感謝申し上げる。
- ・ 地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けている応益性の観点から課税されているものであり、近年のデジタル技術の進展等を背景とした取引形態や法人形態など社会経済情勢の変化に的確に対応した課税のあり方について、引き続き検討を行っていただきたい。

### **2 収入金課税制度の堅持について**

- ・ 全国知事会の要望に添い現行方式が維持されたことについて感謝申し上げる。
- ・ 電気・ガス供給業に関しては、令和2年度・4年度税制改正において、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、現行方式は地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設やLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、引き続き堅持していただきたい。

### **3 地方拠点強化税制の延長・拡充について**

- ・ 制度の適用期限が2年間延長されるとともに、制度の対象となる事業部門の追加や子育て施設の対象への追加等が実現し、全国知事会の要望に沿った改正となったことに深く感謝申し上げる。
- ・ 地方としては、デジタル化の進展等により企業の地方移転への機運が高まっている中、地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保できるよう、当制度の積極的な活用促進に努めていく。国においても、本制度がより実効性のある税制となるよう、引き続き、制度の更なる拡充を検討していただきたい。

### **4 定額減税について**

- ・ 個人住民税の減収額は、地方特例交付金により、確実に全額国費で補填すべきである。また、所得税の減税に伴い、所得税収の約3割を原資とする地方交付税が減額となることを強く懸念しており、「地方固有の財源」である地方交付税の本旨に鑑み、国の責任において確実に補填措置を講じるなど、減税の帰結として地方行政サービスに支障を来すことのないようにしていただきたい。
- ・ 減税や給付の制度設計に当たっては、事務が円滑かつ効果的に実施されるよう配慮するとともに、地方において生じるシステム改修費や事務負担の増大に対し、適切に財政措置を講じていただきたい。